

# 東京成徳短期大学学位規程

(目的)

**第1条** この規程は、東京成徳短期大学学則（以下「学則」という。）第32条の規定に基づき、東京成徳短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について定めることを目的とする。

(付記する専攻分野)

**第2条** 本学において授与する学位については短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

科	学位記（専攻分野の名称）
幼児教育科	短期大学士（幼児教育学）

(学位の授与)

**第3条** 学長は、学則第31条により、本学を卒業した者に短期大学士の学位を授与する。

(学位記の交付)

**第4条** 学長は、前条により学位を授与された者に、学位記を交付する。

(学位の名称の使用)

**第5条** 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは「東京成徳短期大学」と付記するものとする。

(学位の取消し)

**第6条** 本学において学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は教授会の意見を聴いて当該学位を取消することができる。

- (1) 不正の方法によって学位授与を受けた事実が判明したとき
- (2) 名誉を汚す行為があったとき

**2** 学長は、前項により当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

**第7条** 学位記の様式は、様式第1号のとおりとする。

(細則)

**第8条** この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行なう。

## 附 則

1. この規程は平成18年1月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は平成25年4月1日から適用する。

## 附 則

1. この規程は平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は2019年4月1日から適用する。

第 号

卒業証書学位記

短期大  
学の印

(和暦) 年 月 日生

本学幼児教育科の課程を  
修めて卒業したことを認め  
短期大学士 (幼児教育学) の  
学位を授与する

(和暦) 年 月 日

東京成徳短期大学長  
木内 秀樹

短期大  
長の印